

## 令和6年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業について

(公社)山形県青果物基金

### 1. 事業の概要

令和6年5月以降に発生した高温により甚大な被害を受けた生産者・生産出荷団体等を対象に、生果として出荷することが困難な果実を選別するためにかかる労賃のかかり増し経費、被害果実の加工利用、適切な流通と消費拡大対策に要した経費を対象に、生産者の経営安定と次年度の営農継続を支援する事を目的としています。

### 2. 対象果実 おうとう

### 3. 支援対象者 生産出荷団体（JA等）、生産者

### 4. 対象となる取組

(1) JA組織、加工業者や生産者は被害果実を共同選果施設等で選別するために要した掛り増し労賃の1/2相当を支援する。

掛り増しの作業労賃の単価は、次のとおり。

①生産出荷団体（JA等）：Q&A問10

定額：○人×527円×○時間

②生産者：Q&A問8、9

A 作業日誌から追加作業内容を証明不可能の場合

定額：16,880円/10a

B 作業日誌から追加作業内容を証明可能の場合

定額：4,220円/日

(2) JA組織や加工業者が実施した、被災によって発生した加工原料用果実の運搬費用、一時保管費用の冷蔵庫の借り上げ等に係る掛り増し経費の1/2を支援する。

(3) 被災によって軽度の被害が生じた果実や果実加工品（ジュース等）を「訳あり」商品等として販売する場合のPRや会場借料等の販売促進活動に要する経費の1/2を支援する。（(1)、(2)の取組と取り合わせることが条件）

## 5. 事業実施要件

4. (1)②の取組における生産者の要件は次のとおり。

(1) 生食用果実の当年出荷量が、過去5年間の生果出荷量のうち最大・最小を除いた3ヶ年の平均出荷量が5割を下回ること。: Q & A問6

(2) 収入保険又は果樹共済に現に加入しているか、次年度から加入することを確約できること。: Q & A問6

(3) 出荷量を出荷伝票等(令和元年度から令和6年度分)から証明できること。: Q & A問11

(4) Bの場合 追加作業内容を作業日誌(令和3年度から令和6年度分)から証明できること。: Q & A問8、9

## 6. 申請の流れ

○ J A 系統生産者: 生産者 → J A → (産地協議会) → 県協会

○ 系統外生産者: 生産者 → 市町村 → (産地協議会) → 県協会

## 7. 申請に必要なとなる書類

申請内容	申請様式 ※1	申請者 一覧表	生産者個票 ※2	被災認定書 ※3
①計画申請	別紙様式1	○	写し	写し
②交付申請	別紙様式2	—	—	—
③実績報告	別紙様式3	○	写し	

※1 申請書の様式は、別添の様式集になります。

J A 系統生産者分は農協、J A 系統外生産者分は市町村が一括して取りまとめるうえ、協会への提出ください。

果樹産地協議会有一些ある地区では、果樹経営支援対策事業の申請に準じて果樹産地協議会がまとめて提出ください。

今回も、①計画申請と②交付申請を同時に行います。

※2 生産者個票は、「参考様式1号」、「参考様式1号別添」及び「参考様式2号」になります。

「参考様式1号別添」は、出荷伝票若しくは農協等で取りまとめた出荷実績集計表を基に記載ください。

※3 現段階、収入保険及び果樹共済に未加入で、今後加入予定の方は別途「確約書」を提出いただき、実績報告の際に収入保険或いは果樹共済への加入申請書の写しを提出いただきます。

※4 被災認定書は、※2の「参考様式1号別添」を基に市町村から証明をお願いします。

※5 各自保管資料

以下の書類については、計画申請時の提出は必要ありません。

必要があるとき提出できるよう各自保管下さい。：Q & A問11

(1) 出荷伝票若しくは出荷実績の集計表

(2) 生産者毎の果樹経営面積の根拠となる資料

※6 申請様式は、当協会HPからダウンロードできます。

当協会HPのアドレスは次のとおり。

<https://www.y-fruit.or.jp/>

## 8. 今後のスケジュール

当該事業は令和6年度事業であるため、年度内に実績報告、補助金の交付を受けることとなります。

申請内容	月 日
山形県内計画申請×切：①	来年1月31日
山形県内交付申請×切：②	来年1月31日
山形県内実績報告×切：③	来年2月末
補助金交付	来年3月中